

■箕面市立箕面駅前駐車場・駐輪場等再整備運営事業 全般に関する質問に対する回答

No	該当箇所					質問・意見	回答	
	頁	大	中	小	他			タイトル
1						本事業期間を通じて、最低賃金、消費税の急激な上昇等があった場合、貴市よりの補助金或いは協議による納付金の減額などの措置は可能でしょうか？ご教授願います。	事業者は提案時の納付金、負担金を市に支払うものとします。特定事業契約書(案)第38条第4項、第57条、別紙17等もご確認ください。	
2						実施方針QA 7頁 質問63	「市への納付金が割賦金額を下回った場合、市が不足分を充当して割賦払いすると理解して宜しいでしょうか？」との質問に対する回答は、「基本的にはご理解の通りです。」とあります。PFI事業の基本であるノンリコースのプロジェクトファイナンスを成立させる為に改めて、市が不足分を充当することを確認させて頂きたく宜しくお願いします。	SPCから市への負担金、納付金等の支払いと同様に、市から事業者への施設整備に対する割賦払いも確定債権とします。(実際の金銭の収受は相殺します。)維持管理運営に際しては、指定管理者制度による利用料金性をとりますので、市がSPCに委託金を支払うことはありません。参考に入札説明書の質問No.18,No.20の回答をご確認ください。
3						実施方針QA 8頁 質問70	市の回答において、地方自治法244条2に基づき、収入が多い場合は市への納付金、支出が多い場合は市からの委託料となること及び市は収入が多いことを想定しているので納付金を前提にしていることが記載されています。市の想定が万一異なる結果となる場合は、市から割賦払い原資の不足分を市からの委託料で充当するという理解で宜しいでしょうか？上記質問と同様の質問になりますが、重要な前提条件となる為、確認させて頂く次第です。	実際の事業収支に関わらず、市が事業者に委託金を支払うことはありません。参考に質問No.2の回答をご確認ください。
4						実施方針 別紙-1(物価変動リスク)	物価変動によって生じた追加費用のうち一定の額とは具体的にいくらでしょうか。	特定事業契約書(案)第38条第4項並びに追加で公表の別紙21をご確認ください。